

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 8 日（金）
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎 2 階大会議室
出 席 委 員	1 3 名（1・2・3・4・5・7・8・9・10・11・12・13・14 番）
欠 席 委 員	1 名（6 番）
議 事 日 程	第 1 議事録署名委員の指名 第 2 報告事項 第 3 議第 1 号 農地法第 3 条に基づく許可について 第 4 議第 2 号 農用地利用集積計画の決定について 第 5 議第 3 号 令和 7 年度飯南町農作業標準賃金・作業標準料金の決定について
出席した者の職氏名	事務局長 澤田 和彦 書記 塚原 誠
議長	開会 9 時 3 0 分 ただ今から令和 6 年度第 1 1 回飯南町農業委員会総会を開催致します。 （議長からあいさつがなされたのち、出席委員 1 3 名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に 7 番委員、8 番委員が指名された。）
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。 （農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について資料に基づき説明。）
議長	ありがとうございました。 続いて、議案審議に入ります。 議第 1 号 農地法第 3 条に基づく許可について
議長	議第 1 号 農地法第 3 条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第 1 号 農地法第 3 条に基づく許可申請について、本日 2 件の申請が出ています。 受付・申請番号 2 4 3－1 3 号

譲渡人の住所氏名	
譲受人の住所氏名	
申請の土地 現況地目 登記簿地目 合計面積 種類 対価 期間 譲渡理由	他 9 筆 田及び雑種地 田 7 2 3 4 m ² 所有権移転 売買 許可の日から永久 申請地は、譲渡人が遠方に居住しており自ら耕作できないため、以前より耕作を依頼していた地元農業法人の構成員である譲受人へ売買譲渡することを約した。 農地につき本許可申請に及んだ次第。
譲受理由 備考	譲渡人の要望による。 －
6 ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。	
受付・申請番号 2 4 3 － 1 4 号	
譲渡人の住所氏名	
譲受人の住所氏名	
申請の土地 現況地目 登記簿地目 合計面積 種類 対価 期間 譲渡理由	田 田 4 9 3 m ² 所有権移転 売買 許可の日から永久 譲受人は、 に隣接する 他 2 筆を譲渡人から購入し、居宅を新設し生活している。 その際申請地も購入することで売買契約を締結していたが、農地取得要件に満たず申請ができなかった。令和 5 年 4 月の法改正（農地法第 3 条第 2 項第 5 号の「下限面積要件」の撤廃）により農地取得が可能となったため本件許可申請に及んだ次第
譲受理由 備考	譲渡人の要望による。 「下限面積要件の撤廃」…農地の権利移動の許可要件に「農地取得後の農地面積の合計が、原則 5 0 a 以上無いと許可できない」

	という要件があったが、令和5年4月1日に法改正による要件撤廃がなされ、狭小面積農地でも取得できるようになった。 8ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。
議長	ありがとうございました。 このことについて、現地確認報告を求めます。 受付番号243-13号からお願いします。
推進委員	月日に農業委員とさん宅へ伺い確認しました。さんは2年前にIターンでから来られて現在農地で麦等の栽培をしておられます。こちらに来られた時に家は購入しておられます。今から土地を譲り受けされる予定ですのでよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。 続いて受付番号243-14号をお願いします。
委員	月日に譲渡人代理人のさんと譲受人のさんと3人で協議しました。雪が深かったので現地確認まではしておりませんが、2人に確認したところ間違いないということでしたのでよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	ありがとうございました。 挙手全員ですので、議第1号は原案どおり可決いたしました。 議第2号 農用地利用集積計画の決定について
議長	議第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第2号 農用地利用集積計画の決定について、本日25件の申請が出ています。 (別添の農用地利用計画書に基づき説明。) 14～26ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。

議長	ありがとうございました。 地元担当委員による現地確認報告をお願いします。
■■■■委員	整理番号1番ですが、先般■■■■推進委員と■■■■さんと■■■■さんの話を聞き現地確認しましたのでよろしくお願いします。
■■■■推進委員	整理番号2番ですが、以前■■■■さんが作っておられた水田であり、利用権設定を1年ごとでされておられましたが病気をされましたので、■■■■さんに引き継ぐことになりました。よろしくお願いします。
■■■■委員	整理番号3～12番ですが、現地確認について去年事務局から書類をいただいております。8月に代表と話ができて、10月にパトロールがある時に現地確認をさせていただきたいと事務局の許可をいただいておりますので10月に現地確認してこの度の書類を見て相違ないことを確認しました。よろしくお願いします。
■■■■推進委員	整理番号13番ですが、設定を受ける人が■■■■さんです。去年1年間ほど設定されました。今年から5年間再設定されます。よろしくお願いします。
■■■■推進委員	整理番号14～22番ですが、全て■■■■委員と確認しております。整理番号16番だけは面接しておりませんが、全てが再設定ですので特に問題はないと思います。よろしくお願いします。
■■■■推進委員	整理番号23～25番ですが、2月17日に■■■■委員と一緒に雪の中でしたが現地確認しました。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第2号は原案どおり可決いたしました。 議第3号 令和7年度飯南町農作業標準賃金・作業標準料金の決定について

議長	議第3号 令和7年度飯南町農作業標準賃金・作業標準料金の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(添付の令和7年度飯南町標準農作業料金算定基準資料(案)に基づき説明。)
議長	ありがとうございました。 16ページ左側の令和6年度飯南町農作業標準賃金・作業標準賃金に対してどのようにするのが良いのか、判断をいただきたいと思います。先月の総会での意見を基に2%増から5%増まで試算しておりますが、皆さんいかがでしょうか。ここで決定いただければ、3月の公報で周知することとなりますのでよろしくお願いします。
委員	肥料・農薬を入れるとどうなるか試算していませんか。
事務局	肥料・農薬は入れていません。
議長	田植えにしても各法人でやり方が違います。田植してもらうのに出し手の方が肥料を準備するとか、もそういうことがありましたので、一律には言えないです。
委員	肥料・農薬を算定した価格でやってみたらということですが、個人が出された時の算定金額になると思いますので。あと、手間賃を考えると本人は赤字になると思います。作業委託の人も草刈りとか農薬散布、肥料散布というのはその個人でやらないといけないということになりますので、何とも言えません。
議長	16ページに施肥付きの金額が出ていますが、1枚紙の比較表を見ると他の市町村には施肥付きがありません。施肥なしが全ての金額になっておりまして、税抜きですが飯南が7,091円に対して雲南が8,430円、奥出雲が8,170円、美郷が7,273円のようなやり方をされておられまして、肥料は委託者持ちとなっています。肥料を出してもらって使うということになっています。肥料を入れる作業の手間の料金です。
委員	現況から仮に3%増ということになると、3,000円も値上げにならないということですね。
議長	皆さんの意見をお聞きしてより良い価格を決めたいと思います。見ていただいて、どれが妥当なのか意見をいただければと思います。どうでしょうか。耕運作業料金が今15,600円ですが、7年度はこれから何%上げれば良いのか悪いのか、皆さんの意見をいただきたいと思っています。

委員	比較される経費を出してそれが基準になっていけば良いですが、これまで定めたものについて中々根拠が伝わってきてないということで今回新たに算定したら実際は高い作業料金が算出されたということで、これはすごく重たいものだし、今後の料金を算定していく上では基本となるものだと思います。ただ、今のところ現状料金と算定料金に乖離があるわけで、すぐにこれに合わせるとするのは難しいと思いますが、方法として何年かかってもこういう出し方にしていくなんだという1つの方針を持っておいたほうが、今後やっぱり2%だ3%だというようなことを言っても難しいと思います。
議長	算定基準を見てみると、結構違います。1年2年でそこまで持っていくのは難しい話なので、毎年毎年値上げして揃えるしかないです。
委員	8年ぐらいで実際のところに揃えていくというような、農業委員会として1つの方向は持っておいたほうが良いような気がします。ただ、米の値段がどうなるかわからない時に出し手の方のところで心配は残りますが。実際作業して手出ししないといけないというところが、作業される方に対して非常に厳しい状況になっていきます。1ページにあるオペレーターの13,200円は14ページと額が全然違いますが、どこから来ていますか。
事務局	役場が指定している世話人の賃金標準価格があります。
委員	国交省の単価ですか。
事務局	そうです。
議長	事務局で算定資料を出していただきまして、これを見られて、それから現在の飯南町の作業標準賃金を見ると3～4割ぐらい安いです。他市町村の算定方法は飯南町と一緒にですか。
事務局	今回の算定資料は雲南市の資料を参考にさせてもらって飯南町バージョンを作っています。雲南市に聞きましたが、どうしても普通に算定すると高くなってしまい、そこまで引き上げるのが難しいので、中間どこかを農業委員会にとって決めているということを言われました。
議長	これから毎年いくらかでも値上げをしていくということで、今回そういう取扱いとさせてもらってもよろしいでしょうか。
委員	農地を荒らさないようにするには、出し手のこともあります、受けてもらう人がいなければどうにもならない話ですので、受けてもらう方のことも考えてやってもらわないといけないと思います。生産資材も高くなるんだろうと思います。いっぺんに上げる

議長	のは無理だろうと思いますが。 作業料金を高くすると払う方は負担が大きくなる訳ですが、それをやっていかないと、やり手もやめたという状況が出てくるのではないかと思います。将来に向けて、８年から１０年になるかわかりませんが、試算の金額に近づくように毎年考えていければ。
委員	私も秋の作業は全部担い手にお願いしています。やってもらう側からするとできるだけ額が少ないほうが良いですが、そんなことを言っても無理だと思います。あまり高くなってもいけないので３％増額ぐらいが良いと思います。
議長	毎年２％ずつ上げてても知れています。あの金額に持っていくの何年かかるか試算してもらわないといけません。
事務局	２，０００～３，０００円しか上がらないとだいぶかかります。
議長	見越してあの金額に近づけていくんだという考え方をすれば、先ほど委員が言われた３％という意見が出たんですが、委員どうでしょうか。
委員	担い手の立場もありますので、担い手の本音を申し上げておけば、ここで標準賃金を出していただくと担い手としてはこれを基準にお願いしますと言えます。実績に消費税が１０％に上がった時に、消費税１０％を上に乗せて利用していただく方に請求したかということそれは全くないです。消費税が上がった分も自分の利益の中から消化しているのが実態でして、そういう実態を踏まえて考えるならば、今回そういう形で上げていただくということは、これを基準に担い手は利用者の方に請求している訳ですから、多少なりとも傷が癒えるという状況にあるのではないかなと思います。３％という数字を提示いただきましたが、担い手の立場から言うと非常にありがたいと思います。
委員	近隣の市町村に比べて安いから近づけていくということで、一気に上げていっても中々大変だということもあるので、何年かけてそこへ近づけていくんだということとか、あと、今回良い資料を作られたのでそれを今後も基準として使っていくのか、その辺をきちんと決めた上で今回どうするのかということのも大事ではないかと思います。出し手の手取り、肥料代とかも入っていないという意見もありましたが、その辺も大事な試算のところなので、そこもきちんと決めた上で今後どうやっていくというのを示した上で決めたら良いと思います。上げていく分については、受け手が大変だと思いますので今回増やしていくのは良いと思います。
委員	３％というのは良い感じの数字だと思いますが、仮に３％増に決まった場合、正式な数字は７，８２８円となりますが、これは一般に周知するには税込み価格で表示しますか。

事務局	飯南町は税込み価格です。
委員	7, 828円というような端数をつけて出しても中々面倒というか、あとが難しいことになりそうな気がするので、切り上げるか切り下げるか。
議長	端数が出ても10円単位を切り上げとか切り捨てとか、100円単位を切り捨てとか、見栄え的にもきちんとしておいた方が良いでしょう。
委員	そうですね。
委員	その辺は調整した方が良いでしょう。
議長	その辺も踏まえて何%上げて、切り捨て切り上げをどうするか話していただこうかなと思います。先ほどから3%という話が出ておりますが、3%増ということでよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
議長	それでは来年の作業標準賃金は3%の値上げということで、端数についてはどうでしょうか。
委員	切り下げると3%を切ってしまうので切り上げては。
事務局	16ページの左上に6年分が表示されていますが100円で丸めています。
議長	10円以下は切り上げでよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
議長	3%の値上げの上に、10円以下を切り上げるということにさせていただきます。
事務局	今決定していただきましたので、17ページの資料をきれいに作成しまして、また皆さんへ配布させていただければと思います。よろしくお願いします。
委員	今委員が大事なことを言われて、来年度算定にあたってはこれが基本となるわけでそれは必ず上げると、その時の状況によってはまた勘案するということをしっかり明記しておかないとまた繰り返しになりますので、方向としてそういう考え方で算定するというのを飯南町農業委員会として確認しておいたらどうですか。

事務局	それですっと引き継いでいきます。
議長	ありがとうございました。 それでは３％の値上げ、１０円以下は切り上げということで賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第３号は原案どおり可決いたしました。 以上を持ちまして、議案審議を終了します。 続きまして情報提供をお願いします。 (情報提供なし)
議長	その他何かございませんか。
事務局	来月の農業委員会総会ですが、３月２８日（金）に飯南町役場２階大会議室で行います。
委員	地域計画は現在どういう状況ですか。
事務局	現在各集落から上がってきたものを取りまとめているところであり、目標地図と１０年後の農業を担う者一覧について確認依頼の文書を発送しているところです。今後の予定ですが、３月１１日に地域計画（案）の縦覧を開始し、２４日までが縦覧期間となります。２６日の担い手支援センター支援会議及び２８日午前の農業委員会で地域計画（案）を報告します。２８日午後の人・農地プラン検討会で地域計画を認定していただくこととしています。３１日に地域計画策定・公表という流れです。
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして総会を終了します。

終了時間 10時50分

会 長

7番委員

8番委員

卷四 風俗

令和7年2月28日 公告

整理 番号	利用権の設定を受ける者		利用権を設定する土地				設定する利用権				支払い方法		
	住所	(借手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	利用権の種類	内容	始期	終期		新再	借賃
1					田	799	賃借権	水田	令和7年4月1日 (3年0月)	令和10年3月31日	再	作付け 10aあたり 3,000円	毎年12月末日 までに口座振込
				3筆		907							
						2,110	作付け18.50a						
2					田	2,040	賃借権	水田	令和7年3月1日 (5年0月)	令和12年2月28日	新	作付け 10aあたり 玄米1袋	毎年11月末日 までに本人手渡し
						1,967							
						1,695							
3						1,628							
						1,830							
						2,454							
				7筆		2,575	作付け113.51a						
					田	14,189	賃借権	水田	令和7年4月1日 (10年0月)	令和17年3月31日	再	作付け 10aあたり 玄米1袋分現金	毎年12月末日 までに口座振込
						1,772							
4						2,275							
						4,519							
				4筆		1,997	作付け88.46a						
					田	10,563	賃借権	水田	令和7年4月1日 (10年0月)	令和17年3月31日	再	作付け 10aあたり 玄米1袋分現金	毎年12月末日 までに口座振込
						1,236							
						1,088							
5						1,603							
						929	作付け35.49a						
				4筆		4,856	賃借権	水田	令和7年4月1日 (10年0月)	令和17年3月31日	再	作付け 10aあたり 玄米1袋分現金	毎年12月末日 までに口座振込
					田	2,427	賃借権	水田	令和7年4月1日 (10年0月)	令和17年3月31日	再	作付け 10aあたり 玄米1袋分現金	毎年12月末日 までに口座振込
						2,786							
						2,444							
6						1,967							
						2,360							
						2,424							
				7筆		1,960	作付け112.35a						
					田	16,368	賃借権	水田	令和7年4月1日 (10年0月)	令和17年3月31日	再	作付け 10aあたり 玄米1袋分現金	毎年12月末日 までに口座振込
						1,091							
				1筆		1,091	作付け8.03a						

農 用 地 利 用 計 画 書

令和7年2月28日 公 告

整理番号	利用権の設定を受ける者		利用権を設定する者		利用権を設定する土地				設定する利用権						
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	利用権の種類	内容	始期	終期	新再	借賃	支払い方法
12							田	2,728 99	賃借権	水田	令和7年4月1日 (10年0月)	令和17年3月31日	再	作付け 10aあたり 玄米1袋分現金	毎年12月末日 までに口座振込
						2筆		2,827	作付け19.60a						
							田	2,648 1,290 1,587 1,350	賃借権	水田	令和7年4月1日 (5年0月)	令和12年3月31日	再	作付け 10aあたり 5,000円	毎年11月末日 までに口座振込
14								6,875	作付け46.93a						
						4筆	田	1,431	賃借権	水田	令和7年3月1日 (7年0月)	令和14年2月28日	再	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年11月末日 までに本人手渡し
						1筆		1,431	作付け12.00a						
15							田	2,093 858 1,675 558 831 257	賃借権	水田	令和7年3月1日 (7年0月)	令和14年2月28日	再	作付け 10aあたり 10,000円	毎年12月末日 までに口座振込
						6筆		6,272	作付け54.50a						
							畑	904	賃借権	育苗ハウス	令和7年3月1日 (7年0月)	令和14年2月28日	再	作付け 10aあたり 2,000円	毎年12月末日 までに口座振込
17								904	作付け9.00a						
						1筆	畑	795	賃借権	普通畑	令和7年3月1日 (7年0月)	令和14年2月28日	再	作付け 10aあたり 5,000円	毎年12月末日 までに口座振込
								795	作付け7.95a						
18							田	2,924 2,473	賃借権	水田	令和7年3月1日 (7年0月)	令和14年2月28日	再	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年11月末日 までに本人手渡し
						2筆		5,397	作付け51.70a						
							田	2,526 2,251 2,060 801 1,919	賃借権	水田	令和7年3月1日 (7年0月)	令和14年2月28日	再	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年11月末日 までに本人手渡し
19						5筆		9,557	作付け86.50a						

